

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ガーナ人権報告書 2023年版

概要

2023年を通じて、ガーナにおける人権状況に著しい変化はなかった。

ガーナにおける深刻な人権問題を取り上げたものとしては、以下に掲げる事項についての信頼できる報告書が挙げられる。政府又はその代理が関わった残虐、非人道的又は品位を傷つける処遇又は刑罰、恣意的な逮捕又は勾留、表現の自由及び報道の自由に対する重大な制限（ジャーナリストに対する暴力又は暴力の脅迫、ジャーナリストの不当な逮捕又は起訴を含む）、拷問又は迫害を受けると考えられる国への難民の送還、政府内の深刻な腐敗、性差に基づく暴力のまん延（配偶者、同棲相手又は親密なパートナーへの暴力、女性性器切除を含む）、全面的には施行されていないものの、成人同士の合意に基づく同性間性行為を犯罪とする法律の存在、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア又はインターセックスの人々を標的にした暴力又は暴力の脅迫を伴う犯罪、障害者を標的にした暴力又は暴力の脅迫を伴う犯罪。

政府は人権侵害を犯した可能性がある政府関係者を特定し、処罰するために最低限の措置しか講じなかった。

第1節 個人の完全性の尊重

a. 恣意的な生命の剥奪及びその他の違法な又は政治的動機による殺害

2022年とは対照的に、政府又はその職員が恣意的又は違法な殺害（超法規的な殺害を含む）を犯したという報告は2023年を通じて一切なかった。

b. 失踪

政府当局又はその代理が関わった失踪に関する報告はなかった。

c. 拷問その他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける処遇又は刑罰及

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

び関連するその他の虐待

憲法及び法律はこのような慣行を禁じているものの、警察が勾留中の容疑者やその他の市民を殴打その他の方法で虐待したという信頼できる報告が複数あった。被害者は苦情を正式に申し立てることをためらう場合が多かった。警察は一般に疑惑を否定するか、行使された力のレベルが正当であったと主張した。

3月、アクラ郊外のアシャマン（Ashaiman）で武装強盗団が非番の兵士1名を殺害した事件が起きた後、軍が作戦を実行した。数十人の男たちが裸にされ、手錠をかけられ、殴打されるところを見物人が撮影する中、兵士らは184人の身柄を拘束した。軍の最高幹部は作戦の正当性を主張したが、兵士らによる過剰な武力の行使については遺憾の意を表明した。その後、当局は184人全員を起訴することなく釈放し、警察は武装強盗団を逮捕した。軍はこの事件に関する内部調査の結果を公表しなかった。

ガーナ警察庁（Police Service）では、刑罰免除が深刻な問題であった。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所の状況は、過密状態、劣悪な衛生状態、医療の欠如、低水準で不十分な量の食料などのため、一般に苛酷であった。

虐待的な物理的状況：刑務局（Prisons Service）は、受刑者数が現行の総収容能力を大きく上回っており、刑務所で過密状態が起きていると報告した。警備が中程度の刑務所における過密状態は、警備レベルが低い「囚人作業キャンプ」よりもかなり高かった。

受刑者は飲料水を利用できるものの、食料は質量とも不十分であった。食事では日常的に果物、野菜又は肉を与えられておらず、受刑者は食事を補うために慈善寄付と家族の差入れに依存せざるを得ない状況にあった。また、当局は公判前被勾留者に食事を提供しなかった。コミュニティ又は家族が食料を提供できない場合、刑務官が自前で食事の代金を支払った。

刑務所は老朽化した若しくは放棄された公共又は軍事建築物であり、改修されているとはいえ、換気と衛生は劣悪で、建築構造は基準に満たず、居住空間と照明も不十分な状態にあっ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

た。受刑者数に見合った十分な数のトイレがなく、100人もの受刑者が1つのトイレを共用する状況であった。トイレはしばしば排泄物で溢れた。インターセックス又はトランスジェンダーの人々を支援する施設は一切なかった。

刑務所診療所の大半は、医薬品の供給を厳しく制限していた。刑務所は歯科治療サービスを提供しなかった。また、刑務所は救急看護を必要とする受刑者を搬送するために必要な救急車を欠く場合が多かった。

運営：各刑務所は苦情処理を担当する職員1名を指名しており、これらの担当官が確かな虐待の訴えを調査することがあった。

独立した監視：政府は、政府の影響を受けず、独立した立場にある国内の非政府組織（NGO）が刑務所の状況について独立した監視を行うことを許可した。これらのNGOは、未成年者の収監及び公判前勾留、保釈、記録管理手順を監視した。国内の報道機関も刑務所の状況について報じた。

d. 恣意的な逮捕又は勾留

憲法と法律は恣意的な逮捕と勾留を禁止し、全ての者が法廷でその逮捕又は勾留の正当性に異議を唱える権利を有していると定めているが、政府はこれらの保護規定を無視することもあった。

逮捕手続及び被拘禁者の取扱い

法律は、裁判所令状がない状態で逮捕した場合、逮捕してから48時間以内に被勾留者を起訴しなければならないと定めているが、当局は48時間より長い時間にわたって起訴もせず、有効な逮捕状もないまま容疑者を勾留することが極めて多かった。憲法は、勾留理由と弁護士に相談する権利を、本人が理解できる言語で、直ちに伝えられる権利を被勾留者に与えている。しかしながら、被勾留者の大半は弁護士費用を賄えなかった。憲法は法律扶助に対する権利を付与しているものの、政府はそうした扶助を提供しないことが多かった。政府は困窮している被告人に弁護人を提供する法律扶助委員会（Legal Aid Commission）を設置しているが、同委員会は

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

利用できる弁護士の数が限られていることや審理事件数が極めて多いことを理由に弁護人を提供できない場合が多かった。弁護士費用を賄えない刑事事件の被告人は、自ら弁護人を務めることが一般的であった。

法律は、裁判所が決定する「妥当な期間」内に被勾留者が裁判にかけられなかった場合、無条件で又はその後の裁判日に本人の出廷を強制するために必要な条件に従って、本人を釈放する（保釈の利用を含む）よう義務づけている。しかしながら、「妥当な期間」の定義は法律に基づいて決定されたことはなく、裁判所に異議が申し立てられることもなかった。また、裁判所は釈放に関して時宜に適った決定を下すまでに悪戦苦闘するケースが多く、しばしば法外な水準の保釈金を設定した。その結果、当局者がこの規定を遵守することはほとんどなかった。政府は、公判前勾留者の事件を監視し、それらに関して助言を与え、かつ、控訴文書の前案作成を支援するためにパラリーガルを一部の刑務所に配置することによって、また、公判前被勾留者の事件を検証し、それらに関して適切な措置を講じるために刑務所を訪問するよう裁判官に指示することによって、公判前被勾留者の数を削減しようと努めた。[2023年]10月、政府は指針を公表して検察官及び被告人側弁護士に対し、公判前に司法取引をするよう促した。

恣意的な逮捕：正式な令状又は起訴がないまま被勾留者の身柄を拘束するという一般的な慣行があった。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クィア又はインターセックス（LGBTQI+と総称する）コミュニティのメンバーは恣意的に逮捕されるという特別な危険に晒されていた。

9月、クマシ（Kumasi）で警察はHIV教育者1人を含む男性3人を同性愛促進という無実の罪で逮捕した。警察は直ちに現金を支払うよう要求したが、その後地元の活動家やパラリーガルが介入したため、数時間後にはこの3人を釈放した。

公判前の勾留：長期に及ぶ公判前勾留は深刻な問題であった。当局者は捜査が行われている間、令状を更新することにより、あるいは単に令状の期限が切れるのを放置することにより、一部の非勾留者を無期限で勾留した。その他の問題としては、警察が事件の捜査又はフォローアップを行わないために政府が非勾留者の公判前勾留を（最長で数か月間）延長している状況、訴追担当警察官が3年ごとに他の職務に異動する際に事件ファイルが紛失してしまう状

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

況、後半の頻繁な延期によって象徴されるように裁判手続が遅延してしまう状況、微罪の場合であってもしばしば極めて高く設定される保釈条件を被拘禁者が満たせない状況、刑事被告人のための法的代理人が不足している状況などが挙げられる。一部の事案においては、公判前の勾留期間が告発された罪に科される最長刑期を超えていた。

e. 公正な公判の否定

憲法と法律は司法の独立性を定めているが、政府は司法部門の独立性と不偏性を尊重しないことがあった。また、司法部門は不法な影響力と腐敗に晒されていた。司法当局者は訴訟の進行を早めたり、遅らせたり、記録を紛失させたり、又は贈賄者に有利な判決を下したりするために賄賂を受け取ったと伝えられている。

政府は概して裁判所命令を尊重した。

公判手続

憲法と法律は公開された公正な公判に対する権利を定めており、司法部門は一般にこの権利を執行した。

被告人は費用を支払えない場合、公費で弁護士を雇う権利を有しているものの、告発された困窮者の大半は法廷で自ら弁護人を務めた。被告人は有罪について証言若しくは自白することを強制されない権利を有するが、政府が被告人の有罪性を示すのに十分な予備的証拠を提出した場合、一般に証言することが見込まれた。

政治犯及び政治的理由により拘禁された者

政治犯又は政治的理由により拘禁された者に関する報告はなかった。

f. 国境を越えた抑圧

該当なし。

g. 財産の押収及び返還

該当なし。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

h. プライバシー、家族、家庭又は通信に関する恣意的又は違法な干渉

憲法はこのような行為を禁止しており、政府がこれらの禁止規定を尊重しなかったという報告はなかった。

第2節 市民的自由の尊重

a. 報道その他のメディア関係者などの表現の自由

憲法と法律は報道その他のメディア関係者などの表現の自由を定めており、政府は一般にこの権利を尊重した。

暴力及び嫌がらせ： [2023年]3月、検察官らはジャーナリストのNoah Damehを逮捕し、「虚偽情報の公表」の罪で起訴した。この起訴は2022年5月に彼が政界に太いパイプを持つ岩塩採掘会社及び警察の腐敗について非難した記事をソーシャルメディアに投稿した行為に端を発していた。その後、Damehは裁判手続が更に進められる前に死亡した。

9月、警察は大統領官邸であるジュビリー・ハウス（Jubilee House）の前で反汚職抗議運動が行われた後、報道関係者と一部の抗議参加者の身柄を拘束した。その後、当局は抗議参加者とメディア関係者を起訴することなく釈放したが、その大半は勾留してから24時間以内に行われた。

オンライン・メディアを含む出版その他のメディア関係者を対象とした検閲又は報道内容の制限： 法律は誤った又は誤解を招きかねない情報をオンラインで投稿する人々に対して5年以下の懲役及び相当額の罰金から成る刑罰を定めている。2022年と異なり、2023年には、当局によるメディア検閲に関して知られた事例は知られていない。

政府機関以外の組織が及ぼす影響： 幾つかの事件で野党の支持者がジャーナリストに嫌がらせを加え、攻撃した。また、正体不明の襲撃者がジャーナリストに暴行し、嫌がらせを加え、威嚇することもあった。例えば、5月、野党「国民民主会議」（National Democratic Congress）の元政治工作員が別の男とともにラジオ局に侵入し、生放送の司会をしていたジャーナリストに

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

暴行を加えた。10月には、新愛国党（New Patriotic Party）に所属する青年活動家20人が生放送中のUTVスタジオに乱入し、放送を中断させた。警察は5月と10月の襲撃事件を起こした実行犯を逮捕し、起訴した。被告人らは有罪を認め、罰金を支払った。

インターネットの自由

政府はインターネットへのアクセスを制限又は妨害せず、オンラインコンテンツの検閲も行わなかった。

b. 平和的な集会及び結社の自由

憲法と法律は平和的な集会と結社の自由を定めているが、政府は平和的な集会の自由を制限することがあった。

平和的な集会の自由

憲法と法律は平和的な集会の自由を定めているが、政府はこの自由を尊重しないことがあった。ガーナ警察庁と抗議行動の許可に関する裁判官の判示は、抗議デモを阻止したり、デモ行進のルートを厳しく制限したりすることがあった。9月、裁判所がジュビリー・ハウスの前で行う抗議運動の許可証の発行を拒否した後、警察は不法な集会を開いたとして「ジュビリー・ハウスを占拠しよう（Occupy Julorbi）」抗議運動の場にいた数十人の抗議参加者とジャーナリストを逮捕又は勾留した。当局はジャーナリストを起訴することなく釈放したが、公共の秩序を混乱させた罪で49人の抗議参加者を起訴した。

c. 信教の自由

米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書（*International Religious Freedom Report*）」（<https://www.state.gov/religiousfreedomreport/>）を参照。

d. 移動の自由及び出国の権利

憲法は国内移動、海外渡航、海外移住及び本国帰還の自由について定めており、ガーナ政府は一般にこれらの権利を尊重した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

海外渡航：政府は、外国への出稼ぎ労働者に対する虐待を阻止するため、湾岸諸国で働く労働者の募集を禁止した。しかしながら、この政策は合法的な海外移住にも影響を及ぼし、その後人身売買に対する労働者の脆弱性を高める結果となった。メディアによる調査で、一部の人材派遣会社がこの禁止措置に背いて事業を継続していたことが明らかになった。

e. 難民の保護

政府は、国連難民高等弁務官事務所（Office of the UN High Commissioner for Refugees, UNHCR）や他の人道援助事務所と協力して、難民、帰還難民又は庇護希望者及びその他の支援対象者に保護と援助を提供した。

庇護へのアクセス：法律は、庇護又は難民地位の付与について定めており、政府は難民に保護を提供する上で有効な制度を運営していた。法律は申請を却下された庇護希望者が不服を申し立て、その裁定が下されるまで国内に在留することを認めている。内務大臣が任命する4人の委員から成る不服申立審査委員会は、不服申立の裁定に責任を負うが、そのプロセスは遅滞しがちであった。これらの遅延に起因して、庇護希望者が特定のサービスを利用するために必要な書類を入手できないこともあった。

送還：7月、当局は「ブルキナベ」と呼ばれるおよそ1,200人（その80パーセントは女性と児童であった）をブルキナファソに強制送還する作戦を10日間にわたって展開した。UNHCRは、この作戦が「ノン・ルフールマンの原則に対する違反に相当する」と述べた。国外追放されたブルキナベは、州の登録プロセスが遅延しているために庇護を申請することができなかった。現地報道の多くは、この作戦がフルベ（Fulbe）族コミュニティの構成員を標的にしたことを示唆していた。11月現在、UNHCRからブルキナファソへの強制送還に関する新たな事案の報告はない。

難民及び庇護希望者に対する虐待：UNHCRとそのパートナーが意識啓発、対応及び防止プログラムを実施しているにもかかわらず、UNHCRは難民キャンプで発生した性差に基づく暴力事案を数件報告している。UNHCRは被害者向けの法律扶助に関して制約があると報告したが、大半の場合、被害者は個々の弁護士から無料のサービスを受けていると述べた。ま

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

た、UNHCRは、ブルキナベ、フルベ族及びその他の困窮移住者に対して外国人嫌悪の姿勢が見られると指摘している。

国内避難民（IDPs）の状況及び処遇

該当なし。

f. 無国籍者

ガーナは、民族性（国籍のないフルベ族など）、国籍法の運用及び出生登録などを根拠とする差別と排除を通じて、国内の無国籍状態に関わっている。

第3節 政治的プロセスに参画する自由

憲法と法律は、普通・平等選挙権に基づき、無記名投票によって定期的に行なわれる自由かつ公正な選挙を通じて自らの政府を選択する能力を国民に与えている。

選挙及び政治参加

最近の選挙における権限濫用又は不正行為：2020年の国政選挙、その後に行われた補欠選挙とも公正で、権限濫用や不正行為はほぼなかったと広く報じられている。一部の監視団体は、現職の立場を悪用した権限濫用、選挙運動資金調達に関する規制が執行されていない状況、選挙運動期間中における国営メディアの利用が不平等である状況に関して懸念を表明した。

女性及び周縁化された集団又は脆弱な集団に属する人々の参加：政治生活への女性の参加は、文化的及び伝統的要因によって制限された。指導的地位に就いている女性の数は男性よりも遥かに少なく、政治運動中の女性や選出公職に就いている女性は、性差別や嫌がらせ、暴力の脅迫に直面した。複数の研究機関が実施した調査により、女性が政界に入るのを妨げている要因は侮辱、身の安全に関する懸念及び女性政治家に対する社会全体の否定的な姿勢であることが明らかになった。

第4節 政府内の汚職

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

法律は政府職員の汚職に対して刑罰を定めているが、政府はこの法律を効果的に実施しておらず、当局者は頻繁に汚職の慣行に関与しながら刑罰を免れていた。政府の腐敗については幅広い報告がなされていた。

汚職：メディアとNGOによれば、汚職は治安機関への採用に関係する部署を含め政府内のあらゆる部門に存在していた。アフロバロメーターが1月に公表した報告書によって、汚職と公的資金の浪費は国内で広く認識されていることが明らかになった。ガーナ人の77パーセントは、国内の汚職水準が前年から高まっていると回答した。また、国連薬物犯罪事務所（UN Office on Drugs and Crime）が2022年に実施した調査で、成人人口の26パーセントは公務員に賄賂を支払ったか、賄賂を要求された際にその支払を拒否したことがあることがわかった。

特別検察局（Office of the Special Prosecutor : OSP）は、衛生大臣に対する調査を実施した。同大臣は自宅から大量の現金が盗まれたとメディアが報じた後で辞任した。OSPによる調査は4人が汚職の嫌疑で逮捕されるという事態をもたらした。この中には、副大統領室（Office of the Vice President）、国家保険委員会（National Insurance Commission）及び歳入庁関税局（Customs Division of the Revenue Authority）の職員らが含まれていた。

国内の汚職に関する追加情報については、ガーナに関する米国国務省の「投資環境報告書（Investment Climate Statement）」と金融犯罪に関する情報を含む同省の「国際麻薬取締り戦略報告書（International Narcotics Control Strategy Report）」を参照されたい。

第5節 国内における人権侵害の疑いに関して国際組織及び非政府組織が実施する調査に対するガーナ政府の姿勢

様々な国内外の人権団体は、概して政府による制限を受けることなく活動し、人権に関する状況や事案を監視、調査してその結果を公表した。政府職員は多くの場合協力的であり、こうした団体が示す見解に対応していた。

政府の人権団体：自律的機関として設置された人権公正委員会（Commission on Human Rights and Administrative Justice : CHRAJ）は、全国に事務所を持ち、個人が政府機関又は民間企業を

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

相手に提起した訴訟事案を調停し、解決した。CHRAJは政府からあからさまな干渉を受けることなく活動している。しかしながら、一部の批評家は高官レベルの事案を独立して調査するCHRAJの能力を疑問視していた。その最大の障害は低い給与、劣悪な労働条件、そして多くの職員が他の政府機関やNGOに転出していく状況であった。

警察職業基準委員会（Police Professional Standards Board）も人権侵害及び警察の不正行為を調査し、幾つかの事案を解決に導いたが、社会の注目を浴びることは稀であった。複数の監視団体の見方によれば、同委員会は比較的独立しているが、その審議の有効性はほとんどない。

第6節 差別及び社会的虐待

女性

レイプ及びドメスティック・バイオレンス：法律は女性に対するレイプ（配偶者及び同棲相手又は親密パートナーへのレイプを含む）を犯罪としている。男性へのレイプは、軽犯罪である強制わいせつ行為として起訴される可能性がある。レイプで有罪を宣告された者には5年以上25年以下の実刑を科されるが、強制わいせつ行為は最低で6か月の刑期を科される軽罪である。ドメスティック・バイオレンスには、罰金刑又は2年以下の懲役刑が科される。レイプとドメスティック・バイオレンスは深刻な問題であった。ガーナ警察庁のドメスティック・バイオレンス被害者支援課（Domestic Violence and Victim Support Unit : DOVVSU）は、他の政府機関と連携してレイプやドメスティック・バイオレンスに対処しようとしたが、当局は法律を効果的に執行しなかった。警察はDOVVSUから特に要請されない限り、ドメスティック・バイオレンスに介入することは稀であった。その理由の一端は、被害者を支援するためのカウンセリング技能や避難所施設が不足していることにある。警察がレイプ又は家庭内虐待の容疑者を特定し、逮捕した事件のほとんどは、証人の不在、捜査技術面での訓練不足、訴追担当警察官による不適切な事件管理などを理由に、また、DOVVSUによれば、被害者とその家族の側は事件を追及するために必要な資源を欠いていたため、訴訟を提起するまでには至らず、また、提訴に至ったとしても有罪判決を得ることができなかった。警察は、被害者に政府又はNGOが運営する避難所を紹介することができた。それほど深刻ではないと考えられる事案の場合、被害者は自宅に戻された。当局の報告によると、担当職員は他の手配が整うまでの間、自宅で被害

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

者を保護するしか選択の余地がない場合もあった。

ドメスティック・バイオレンスの被害者が利用できる国営の避難所は3つあった。マディナ社会福祉センター（Madina Social Welfare Center）、虐待された児童のための施設（Center for Abused Children）、そしてガーナ警察庁刑事捜査部（Criminal Investigations Department）と連携するDOVVSUの全国ワンストップ・センター（One-Stop Center）である。

DOVVSUは、同課に配属された警察官に対し、ドメスティック・バイオレンス事件の管理に関する講習を実施した。同課には、ドメスティック・バイオレンスの被害者を支援する臨床心理士が1名いた。DOVVSUは、様々なソーシャルメディア・アカウントを通じて一般市民の関心を喚起しようとした。また、ラジオや地域社会での社会啓発活動、児童婚その他の性差に基づく暴力を防止する取組への参加、警察の地域本部を選定するための自組織内オンラインデータ管理システムの拡張、そしてデータ管理研修などを通じてレイプに対処した。社会文化的規範や固定観念に加え、男女の役割に関する文化的信念が広く行き渡っている状況がドメスティック・バイオレンスと闘う上で更なる課題を突き付けている。2022年7月にアクラのティーチング・ホスピタル（教育病院）で実施された調査により、妊娠女性の31パーセントは妊娠中にドメスティック・バイオレンスを経験していることが示された。

女性性器切除/女子割礼（FGM/C）：FGM/Cを禁止する条項は、複数の法律に盛り込まれている。この慣行は、成人女性に対して施されることがほとんどないものの、一部の州では18歳未満の少女にとって深刻な問題になっていた。ジェンダー・児童・社会保護省（Ministry of Gender, Children, and Social Protection）によると、FGM/Cは全国平均の普及率が3.8パーセントであるのに比べ、アッパー・イースト州（Upper East Region）では著しく高く27.8パーセントであった。

性差に基づく他の形態の暴力又は嫌がらせ：憲法は、人の人間性を奪うあるいは心身の健全性を損なう慣行を禁止している。メディアは、儀式を目的として女性が標的となった数件の殺人及び殺人未遂事件について報じた。ノーザン（Northern）州、ノース・イースト（North East）州、アッパー・イースト州、アッパー・ウェスト（Upper West）州では、「魔女」の疑いをかけられた農村女性が、家族や集落の伝統的権威者によって「魔女キャンプ」に追放

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

された。魔女として告発される人々の大半は高齢女性で、しかも寡婦であることが多かった。魔女の疑いをかけられた女性の中には、殺害された者もいた。教会や市民社会団体が提供する教育、支援及び社会復帰サービスにより、魔女キャンプ内で生活する人々の数は2020年のピーク時から減少している。(2023年)7月、議会は他者を魔女として「名指しし、非難し、レッテルを貼る行為」を犯罪とした。違反者には5年以下の懲役刑が科される。

法律は有害な哀悼儀礼を犯罪としているが、そのような儀礼は続いており、当局が加害者を起訴することはなかった。北部、特にアッパー・ウェスト州とアッパー・イースト州の場合、一部の寡婦は死亡した配偶者に哀悼の意又は献身の姿勢を示すために特定の儀式を受けなければならなかった。寡婦が受ける最も一般的な儀礼としては、1年間にわたる哀悼、腰又は首にロープを巻かれた上、南京錠を取り付けられる慣習、死亡した配偶者が埋葬されるまでの間、その傍らに座り続けることを強制される慣行、単独での監禁、強制断食、剃髪及び身体への粘土の塗り付けなどがあった。トーゴとの国境沿いにあるノーザン州とボルタ (Volta) 州では、死亡した夫の男性親族との結婚を寡婦に強いる「妻相続」慣習が続いている。

差別：憲法と法律は、家族、労働、財産、国籍及び相続の各法律に基づき、女性に男性と同じ法的地位と権利を定めている。政府は一般に法律を執行するように努力したが、主に男性の部族指導者と首長は、自らの部族地帯内で土地へのアクセスと利用を規制する権限を与えられていた。これらの地域内で、女性が肥沃な土地の大きな区画に対するアクセス権を得る可能性は男性よりも低かった。寡婦は死亡した夫の親族によって自宅から追放される場合が多く、法廷で財産を守るということに対する認識又はその手段をしばしば欠いていた。都市部の女性や訓練を受けたスキルのある女性は、あからさまな偏見に遭遇することはほとんどなかったが、非伝統的な分野に進出するあるいは関係する職業教育・訓練を求める女性に対する抵抗感が根強く残っていた。女性を職場での性的嫌がらせやその他の暴力から守るために導入されている制度は十分でなく、雇用差別も起きていた。

妊娠・出産に関する権利：政府関係者の側からは、強制中絶又は非自発的不妊手術に関する報告はなかった。

性と生殖に関する健康サービスは、性的暴行の被害者を含む全ての女性を対象とした国民健康保

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

険制度（National Health Insurance Scheme）の一部であった。同サービスは、家族計画を実施するための複数の手法（混合手法の一部及びレイプ事案に関する臨床管理の一環としての緊急避妊を含む）と追加料金が不要な長期避妊指導で構成されていた。

国連が2月に公表した「妊産婦死亡率の傾向：2000年～2020年（UN Trends in Maternal Mortality 2000 to 2020）」報告書によると、妊産婦の死亡率は生児出生10万人当たり263人であった。国民健康局（National Health Service）は、新型コロナウイルス感染症の流行以来、農村部で十分なサービスを提供することができなかったことを主因として、新生児と妊産婦の死亡率が高まったと説明した。妊産婦死亡率に関するデータは限られていた。生理衛生を進める上で文化的及び経済的要因が障壁となっており、女兒の不登校にも影響を及ぼしている。妊娠した思春期の少女と思春期の母親は、学業を修了する又は復学する上で障壁に直面しており、中途退学の30パーセントは妊娠に原因があると考えられている。

人種又は民族に対する組織的暴力及び差別

法律は少数派の人種又は民族に属する人々を暴力と差別から保護しているが、政府が法律を効果的に執行しているかどうかは不明であった。

児童

出生登録：当局は、民族に基づく差別的な方法で、法に反してフルベ族の出生登録を拒否することがあった。

出生登録されていない又は身分証明書を持っていない児童は、教育、医療及び社会保障の利用対象者から除外されるおそれがある。出生証明書は入学するために必要であるものの、当局は身分証明書がないという理由で児童が教育を受ける機会を奪われることはないと言明している。

教育：北部の諸州と全国の農村部に住む女子は、教育サービスの質の低さ、学校教育関連の費用を賄えない状況、女子よりも男子の教育が優先される状況、自宅と学校間の距離に関連する安全上の問題、寮施設の不足、不十分な衛生状態と衛生設備などを理由に、教育を継続し、修了する可能性が男子より低かった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

児童虐待：法律は、16歳未満の児童との性行為（同意があるか否かを問わない）及び児童に対する性的虐待を禁止している。しかし、当局は法律を効果的に執行しなかった。例えば、国内のソーシャルワーカーは児童虐待と育児放棄の事案をほとんど監視していなかった。

児童婚、早婚及び強制婚：結婚の法定最低年齢は男女とも18歳である。児童婚、早婚及び強制婚は違法であるが、依然として問題となっており、政府は法律を効果的に執行しなかった。

「2017-2018年複数指標クラスター調査（Multiple Indicator Cluster Survey）」によると、児童婚はノーザン州、ノース・イースト州、アッパー・イースト州、サバンナ（Savannah）州、ボルタ州で最も多かった。一方、最も少なかったのは、グレーター・アクラ（Greater Accra）州、アシャンティ（Ashanti）州、アハフォ（Ahafo）州であった。

ジェンダー・児童・社会保護省ドメスティック・バイオレンス局（Domestic Violence Secretariat）児童婚課（Child Marriage Unit）は、児童婚と闘う政府の取組を主導した。同省が策定した「ガーナの児童婚撲滅に向けた国家戦略枠組：2017年～26年（National Strategic Framework on Ending Child Marriage in Ghana (2017-2026)）」は、育児放棄と児童虐待、女子教育、思春期の健康、技能開発を通じた女子のエンパワーメントに対処する政府の能力強化に重点を置いた介入を最優先課題とした。児童婚撲滅国家諮問委員会（National Advisory Committee to End Child Marriage）と全国利害関係者フォーラム（National Stakeholders Forum）は、主要な政府機関及び市民社会団体の参加を得て、児童婚に関する戦略的指針を提供し、児童婚に関し国内のパートナー間で推進する情報共有と啓発活動を支援した。児童婚課もデータ表と「よくある質問（FAQ）」が添付されたマニュアルを整備するとともに、より広範な人々の関心を喚起するためにソーシャルメディア・アカウントを利用した。

児童の性的搾取：法律は児童を対象にした商業的な性的搾取を禁じているが、商業的な搾取を目的とした児童の売買、グルーミング又は利用については特に言及していない。16歳未満の者との性的活動に参加する行為は違法である。法律は児童ポルノの公開、制作、入手又は所持を目的としたコンピューターの使用を犯罪としている。しかし、当局は法律を効果的に施行しなかった。合意の上での性交の最低許容年齢は16歳である。

乳幼児殺害（障害がある児童の殺害を含む）：法律は乳幼児殺害を禁じているが、幾つかの

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

NGOからの報告によると、アッパー・イースト州の複数のコミュニティでは、「スピリット・チルドレン」、すなわち、身体に障害を抱えて出生し、悪霊に取りつかれているらしいと疑われる児童が殺害されている。当局は、乳幼児殺害を禁止する法令を執行した。

反ユダヤ政策

ユダヤ人コミュニティには、数百人の構成員がいる。反ユダヤ主義的な事件に関する報告はなかった。

人身売買

米国国務省の「人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*)」 (年報)
(<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>) を参照。

性的指向、性自認、性表現、又は性的特徴に基づく暴力行為、犯罪化その他の虐待

犯罪化：法律は「不自然な方法で行う人との性交、又は動物との性交」として定義される「自然の摂理に反する性交」の行為を犯罪としている。この犯罪は、男性同士の関係に従事した者と異性間の関係に従事した者にのみ適用される。同意に基づく同性間の性行為で起訴された又は有罪判決を受けた成人に関する報告は一切なかったが、警察はこの法律を利用し、勾留や強要、恣意的な逮捕を通じてLGBTQI+コミュニティに嫌がらせを加えた。また、警察や国内指導者らはLGBTQI+コミュニティの構成員を「排除する」目的で不法逮捕を利用し、こうした人々に屈辱を与え、疎外した。

暴力及び嫌がらせ：LGBTQI+コミュニティは、LGBTQI+の人々に対する警察の暴力について報告した。市民社会団体と活動家らの報告によると、警察はLGBTQI+の人々に対する暴行又は暴力に関する訴えを捜査するのを嫌がった。一部の警察がLGBTQI+の人々に烙印を押し、威嚇を加え、偏見を持つ状況があるため、被害者は虐待を届け出るのを断念した。活動家らは、社会的及び政治的偏見があるため、LGBTQI+コミュニティが直面している諸問題に当局

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

者が取り組むのは極めて困難であると指摘している。強制退去や強要、公衆の面前での恥辱、コミュニティからの追放は日常的な出来事であった。刑務所に収監されているLGBTQI+の人々は、性的、精神的及び身体的虐待に加え、嫌がらせを受けやすかった。当局は一般にこうした行為を捜査することがなかった。

LGBTQI+の人々を標的にした民間人の暴行は頻繁に行われており、件数も増加している。暴行の多くはうまく組織化されており、ソーシャルメディア上で共有されてLGBTQI+の人々を更に辱め、排斥した。LGBTQI+コミュニティに対する暴力を追跡している国内のある市民社会団体は、2023年を通じてそのような暴行事件を76件以上報告した。1月、襲撃者らは最高位の司祭に同性愛嫌悪の攻撃を加えることで伝統的な祝賀会を妨害した。この事件が起きた後も、被害者が出国するまでソーシャルメディア上での嫌がらせが続いた。5月、3人のグループはソーシャルメディアである男性と接触した後、その男性に暴行を加え、その所有物を強奪した。この3人は被害者がゲイだと思ったという理由でこの暴行を正当化した。LGBTQI+の人々が被害を受け、立証された暴行事件が3月、6月、7月、8月及び10月に発生した。警察は5月の暴行事件の加害者を逮捕したが、検察官は繰り返し法廷での審理を遅延させた。他の事案においては、警察が加害者を特定することは決してなかった。

嫌がらせの事件が増加しているため、LGBTQI+コミュニティの構成員の多くは自宅から転居することを余儀なくされた。家族の中には、LGBTQI+の親族の身元を公然と暴露する者もいた。市民社会団体の報告によると、LGBTQI+コミュニティの構成員数人は、ヘイトスピーチ（憎悪発言）や嫌がらせが増えているため、恒久的にガーナを離れた。

差別：法律は、国家及び非国家機関が性的指向、性同自認、性表現又は性的特徴に基づき差別することを禁止していない。法律はLGBTQI+のカップルとその家族を明示的に認定しておらず、こうした人々に他の人々が有する権利と同じ権利を与えてはいない。LGBTQI+の人々は教育、雇用、金融サービス及び住宅の分野で幅広い差別に直面している。高位の政治家や宗教的指導者、コミュニティ指導者による反LGBTQI+発言の回数に加え、これらの発言を取り上げるメディアの報道件数が3年連続で著しく増加した。大半の活動家は、反LGBTQI+法案が議会上程されていることがこうした発言を助長していると思っている。議会の一部の議員はLGBTQI+の人々に対して医療サービスを求めないよう要請し、医療従事者にはこうした人々の

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

治療を拒否するよう呼び掛けた。

法的な性別認定：法的な性別認定は受けることができない。

非自発的又は強制的な医学的/心理学的行為：宗教団体などが実施するいわゆるコンバージョン・セラピー又は慣行の件数が増加しており、LGBTQI+の人々はそのアイデンティティを「撤回」し、LGBTQI+コミュニティ内に属する他の人々の身元を明らかにするよう圧力をかけられている。インターセックスの児童に対して外科手術が行われたという報告が複数あった。同意していないインターセックスの成人に対して外科手術が行われたという報告はなかった。

表現、結社及び平和的な集会の自由に対する制限：個人がLGBTQI+問題について話し若しくは報告し、団体を結成し、組織を登録し又はイベントを開催するのを制限する法律はなかった。しかしながら、LGBTQI+の人々は公の場で会合することも示威運動をすることもできなかった。地主はLGBTQI+コミュニティが会合のために利用する多くの私的空間を閉鎖した。LGBTQI+問題に対するメディアの報道は通常否定的であった。

障害者

障害者は教育、雇用、医療サービス、公共建造物又は交通機関を他者と同じ立場で利用することができなかった。法律は、障害者を差別することを禁止しており、医療サービス、情報、通信、交通、公共空間（学校や公共建造物など）、司法制度、その他の国家サービスを利用する障害者の権利を保護しているが、政府は法律を効果的に執行していなかった。政府は障害者問題に関する情報と通信を障害者が利用しやすい形で提供しなかった。

精神障害と身体障害の両方がある人々（児童を含む）は、しばしば虐待と不寛容に遭遇した。当局が障害者に対する暴力と虐待について正規に調査し、処罰するということはなかった。自宅で暮らす障害児は、時には樹木に縛り付けられ、時には市場の屋台下に据えられて日常的に鞭で打たれた。家族がこうした障害児を殺害した事例もあると伝えられている。

7歳の幼児を含む数千人の精神障害者が「祈祷キャンプ」として知られる霊的な治癒施設に送り込まれた。同施設では精神障害がしばしば「悪魔の疾患」とみなされていた。一部の被収容者は

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

このような環境の中で数週間にわたり鎖でつながれ、何日も食物を与えられず、身体的暴行を受けた。当局者は、祈祷キャンプの監視について定め、非自発的又は強制的な障害治療を禁止する法律を施行するための措置をほとんど講じなかった。

障害がある成人は、しばしば偏見と差別のために公式部門では雇用機会を得ることがほとんどできなかった。雇用主が障害者に適切な宿泊施設を提供することは稀であった。

その他の社会的暴力又は差別

明確な首長継承の連鎖の欠如、土地その他の天然資源を巡って競合する主張、そして内部の敵対関係と確執に起因することが多い、首長の座を巡る紛争は、殺人、傷害及び財産の破壊という事態を招いている。西アフリカ反過激主義センター（West Africa Center for Counter Extremism）によると、首長の地位を巡る紛争と民族間暴力は、国内の危険な状態と不安定さをもたらす最大の発生源であった。遊牧民と農民の間だけではなく、フラニ族遊牧民同士の間でも発生する紛争は、時に暴力を引き起こした。政府は一般に暴力を鎮圧し、対話による紛争の平和的解決を促進しようと努めた。

法律はHIV/エイズに感染した人に対する差別に刑罰を科しているが、政府は法律を効果的に執行しなかった。法律には、HIV/エイズに感染した人々だけでなく、HIV/エイズに感染した疑いがある人の権利と自由を保護し、促進する条項が盛り込まれている。この中には、健康、教育、保険給付、雇用、プライバシー及び秘密保持に対する権利、HIV/エイズの状態について本人の同意のない開示を禁止する権利、公職又は官職に就く権利が含まれている。

HIV/エイズ感染者に対する差別は依然として問題であった。社会的烙印を押されることに対する恐怖に加え、HIV/エイズ検査を受ければ、直ちにゲイのレッテルを貼られるのではないかと懸念があるため、人々はHIV感染の検査を受けることを思いとどまった。検査で陽性反応が出た人々の多くは、適時に治療を受けることを避けた。HIV陽性の人々は職場で差別に直面しており、離職又は住宅からの退去を強制されることが多かった。政府とNGOは市民にHIV検査と治療を無償で提供している多くの診療施設に助成金を交付しているが、患者数の多さと多くの診療所の物理的なレイアウトのせいで、診療施設が秘密を保護するのは困難であった。ガー

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ナ・エイズ委員会（Ghana AIDS Commission）は、差別と高いレベルの社会的烙印が国内におけるHIVのまん延にどれほど影響を及ぼしているのかについて懸念を提起した。

「暴徒の正義（集団による私的制裁）」事件で犯罪容疑者が暴行され、警察はこれらの事件を防止せず、あるいはこれらの事件に対応しなかったという報告が頻繁にあった。コミュニティの構成員は、司法及び警察部門が直面している難題と制約を勘案すれば、そのような自警主義は正当化されると考えられることが多かった。

第7節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

法律は、国軍の隊員、警察、刑務局及びその他の治安・情報機関の職員を除く労働者が、事前に許可を受けることなく又は過度の要件を課されずに自らの選択に基づき組合を結成及び加入する権利を定めている。法律は反組合差別を禁止しているが、その差別に対して十分な保護を提供していない。法律は労働組合又は雇用主の組織に対し、登録証を取得し、任命された政府職員である労働局長から認可を受けることを義務づけている。労働組合の幹部は、労働組合の登録及び団体交渉証明書の毎年更新にかかる費用が法外であると報告した。

法律は合法的なストライキを実行する権利を定めているが、「必要不可欠なサービス」を提供する労働者については、この権利を制限している。輸出加工区で働く労働者はこれらの制限を受けない。雇用・労使関係省（Ministry of Employment and Labour Relations）は、国際労働機関（International Labor Organization : ILO）が定義する必要不可欠なサービスに含まれない多くの部門を含む「必要不可欠なサービス一覧」を指定した。この一覧には、公益事業会社（水道、電気など）、港湾業、医療施設及びガーナ銀行（Bank of Ghana）によって行われるサービスが含まれていた。これらの労働者は団体交渉権を有しているが、いかなる労働争議の当事者も72時間以内に争いを解決することを義務づけられている。

また、組合と雇用主が企業を存続させる上で必要不可欠であるとみなすサービスを提供する民間企業の労働者についても、ストライキ権は制限される可能性がある。当事者が労働争議の自発的仲裁に合意しない場合に限り、又は労働争議が仲裁手続の終了時点でも未解決のままであ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

る場合に限り、労働組合は合法的なストライキを指示することができた。

法律は団体交渉の枠組みについて定めている。この枠組みの中には、労働組合が労働局長から団体交渉にかかる証明書を取得しなければならない規定が盛り込まれている。一企業内に複数の労働組合がある場合、多数派又は相対多数の労働組合がその証明書を受け取るようになるが、現実には他の労働組合とも協議しなければならず、また、状況に応じて交渉に参加するよう他の労働組合に要請しなければならない。一般に、証明書保有者には、より小規模な労働組合の代表者も含まれる。意思決定又は経営的役割を担う労働者は労働法に基づき団体交渉を行う権利を有していないが、労働組合に参加して、その雇用主との労働交渉を開始することができた。

政府は組合結成の自由、団体交渉及びストライキ権に関する適用法を効果的に執行したが、刑罰は市民権の侵害など類似した犯罪に対する刑罰に見合っていなかった。違反者に対して刑罰が適用されることは稀であり、具体的な刑罰は通常明記されていないが、違法なロックアウト（工場閉鎖）に訴える雇用主は、労働者の賃金を支払うよう義務づけられる可能性があった。

雇用主が組合活動へ巧妙に介入した事例が幾つか発生した。

b. 強制労働の禁止

米国国務省の「人身売買に関する報告書」（年報）（<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>）を参照。

c. 児童労働の禁止及び雇用の最低年齢制限

米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する調査結果（*Findings on the Worst Forms of Child Labor*）」（<https://www.dol.gov/agencies/ilab/resources/reports/child-labor/findings/>）を参照。

d. 差別（第6節を参照）

e. 受入れ可能な労働条件

賃金・労働時間に関する法律：法律は経済の一部の部門に関して全国最低賃金を設定している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

最低賃金は政府の貧困ラインを上回っている。しかし、公式経済ではあらゆる部門にわたって最低賃金法に対する違反がまん延していた。

週間最長労働時間は40時間であり、7日ごとに少なくとも連続48時間の休憩を含まなければならない。しかしながら、これらの規定は非常勤労働者、私宅の家事労働者あるいは非公式部門で働く他の労働者には適用されなかった。法律は、時間外勤務手当について規定しておらず、過度の強制的残業も禁止していない。

労働安全・衛生基準：国内の主要な産業については、一般に適切な労働安全・衛生

(occupational safety and health : OSH) 基準があった。政府は先を見越して積極的に危険な労働条件を特定しようとはせず、OSHに関する労働者の苦情に対応するのみだった。法律により、労働者は自らの雇用を危うくすることなく、健康又は安全が危険に晒される状況から身を遠ざけることができる。ただし、法律は公式部門で働く労働者のみを対象としており、この労働者は全労働力のおよそ10パーセントを構成しているにすぎない。法律は断片化され、かつ、対象範囲も限られているため、労働者に対して十分な保障を提供していないと伝えられている。この権利を自由に行使できると考えている労働者はほとんどいない。

OSH基準に対する違反は、鉱業部門、特にしばしば違法採掘の現場で日常茶飯であった。市民社会団体によると、腐敗と緩慢な執行を背景として、危険な違法採掘の慣行が継続できるようになっている。

賃金、労働時間及び労働安全・衛生：雇用・労使関係省は、賃金・時間外労働基準を設定しているが、法律を効果的に執行していない。また、政府は、食品・医薬品庁 (Food and Drugs Authority)、道路安全委員会 (Roads Safety Commission) 及び鉱物委員会監視部 (Inspectorate Division of the Minerals Commission) など多様な政府機関が様々な産業において設定している安全・衛生基準も効果的に執行しなかった。違反に対する刑罰は、詐欺や過失など類似した犯罪に対する刑罰に見合っておらず、そもそも刑罰が違反者に対して適用されることは決してなかった。政府は法令遵守を執行する上で十分な数の労働検査官を雇用していなかった。検査官は予告なしの抜き打ち検査を実施する権限を有していたが、十分な訓練を受けておらず、違反へ効果的に対応しなかった。検査官は制裁を科さず、自らが対処した違反の件数に関するデータ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

を提出することができなかった。大半の場合、検査官は是正措置を講じるための期限を設けて、雇用主に助言的な警告を与えた。

統計局（Statistical Service）によると、労働人口のおよそ77パーセントは非公式部門で雇用されていた。これらの労働者の大半は自営業者であった。

労働時間を規定する法律など一部の労働法は非公式部門に適用されたが、当局は非公式部門で最低賃金法を執行しなかった。雇用主は、非公式部門で労働法を広く軽視し、政府は労働法を執行しなかった。